

## 【貨物】行政処分状況（令和6年9月分）

### トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和6年9月27日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	A-CREATE沖縄株式会社 代表者大城愛莉 (法人番号2360002009191) 沖縄県豊見城市字保栄茂234番地コープ234 102号室
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	糸満営業所 沖縄県糸満市字照屋791-1
(4) 行政処分又は命令の内容	事業停止（30日間）、輸送施設の使用停止（190日車）
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号（以下「法」）
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和6年7月18日、法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。9件の違反が認められた。  (1)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3) (2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5) (3)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項) (4)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項) (5)業務の記録違反(安全規則第8条) (6)運転者台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項) (7)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項) (8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) (9)名義貸し(法第27条第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 49点 (当該営業所) 49点